

第 6507 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 25日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

♠ 個人事業の必要経費

Q : 個人で事業を始めようと思っています。経費の中には必要経費になるものと家事費になるものがあると思いますが、どのように区分したらいいのですか？

A : 次のことを参考にしてください。

【解説】

個人事業者の場合、自宅と事業所が同じということも多く、支払った費用が必要経費になるのか家事費になるのか判断に迷うことがあります。

また、費用のうち全部は必要経費にならないけど一部は必要経費になるということもあるでしょう。そのような場合は、次のようなことを参考に区分してください。

① 必要経費になる場合

家事費と必要経費が混然としている場合は、事業に使っている部分の面積割合とか、使用割合、使用頻度など合理的と思われる方法で家事費と事業部分の費用を分けることによって、その事業部分の費用を必要経費とすることができます。

② 必要経費にならない場合

家事費と事業部分の区分ができないものは、原則として、必要経費にすることができません。

家事費と必要経費を区分する合理的な方法は、特に定められていませんので、ケースに応じて合理的と認められる方法で区分してください。ただし、その場合には、区分した根拠を説明できるように資料などを残しておいてください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

